

こどものために、**養育費**を負担するのは親の**義務**です。

# 養育費

のことで

悩んでいませんか？

養育費の取り決めをせずに  
離婚したけど、  
やっぱり支払ってほしい…

離婚を考えているけど、  
養育費について  
話し合いができていない…

ひとりで  
悩まず  
まずは相談して  
みませんか？

詳しくは裏面へ

山口県は、**養育費**をきちんと受け取れるよう、**支援**いたします。

お問い合わせ

山口県母子・父子福祉センター  
☎ 083-923-2490

HPは  
こちら!



相談  
時間

平日 8:30~17:15 (当日受付16:00まで)  
第3日曜日 9:00~17:00 (当日受付16:00まで)

<https://yamaguchi-boshi.jp>



# 養育費履行確保支援事業の補助金について

## 取り決めのための支援

### 公正証書作成

公正証書(強制執行認諾条項付)による債務名義取得を支援します

補助対象者	取り決めの対象となる子どもを養育しているひとり親で、公正証書作成に要する経費を負担した者	必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 申請者及び対象となる子どもの戸籍謄本または抄本</li> <li>② 世帯全員の住民票の写し</li> <li>③ 対象経費の領収書</li> <li>④ 公正証書の全ページの写し</li> <li>⑤ 受取口座を確認できる通帳等の写し</li> </ol>
補助対象経費	公正証書作成に要する公証人手数料、正本・謄本作成費用、送達費用、送達証明費用等		
補助金額	補助対象経費の全額(上限3万円)		
申請期限	公正証書を作成して3か月以内		

詳細はこちら



※養育費以外の年金分割、財産分与、慰謝料などの取り決めに係る公正証書作成費用は対象外

## 取り決めのための支援

### 養育費請求調停等申立

養育費の取り決めに係る調停申立等による債務名義取得を支援します

補助対象者	取り決めの対象となる子どもを養育しているひとり親で、調停申立等に要する経費を負担した者	必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 申請者及び対象となる子どもの戸籍謄本または抄本</li> <li>② 世帯全員の住民票の写し</li> <li>③ 対象経費の領収書</li> <li>④ 裁判所で調停申立が受理されたことが分かる書類(受付印が押印されている申立書(本人控)の写し等)</li> <li>⑤ 受取口座を確認できる通帳等の写し</li> </ol>
補助対象経費	調停申立等に要する収入印紙代、裁判所に提出する郵便切手代や戸籍謄本等の添付書類の取得費用等		
補助金額	補助対象経費の全額(上限3万円)		
申請期限	調停申立が受理された日から3か月以内		

詳細はこちら



※婚姻費用分担の調停申立は対象外

※夫婦関係調整(離婚)調停申立時における養育費以外の年金分割、財産分与、慰謝料などの取り決めに係る費用は対象外

## 受け取りのための支援

### 養育費強制執行等申立

強制執行による養育費の履行確保を支援します

強制執行の補助は

弁護士費用 実費  
の2種類あります

弁護士費用(着手金)		実費	
補助対象者	養育費の債務名義を有しているひとり親で、強制執行等申立に要する経費を負担する(した)者	補助対象者	養育費の債務名義を有しているひとり親で、強制執行等申立に要する経費を負担した者
補助対象経費	強制執行等申立に係る弁護士費用(着手金)	補助対象経費	強制執行等申立に要する収入印紙代、裁判所に提出する郵便切手代や戸籍謄本等の添付書類の取得費用等
補助金額	補助対象経費の全額(上限10万円)	補助金額	補助対象経費の全額(上限5万円)
申請期限	弁護士と契約し事件に着手したとき	申請期限	強制執行等申立が受理された日から3か月以内

詳細はこちら



詳細はこちら



※弁護士費用(着手金)については弁護士等への直接払いも可能

山口県母子・父子福祉センターで  
相談できること

- これらの補助金の相談や申請
- 弁護士による無料法律相談
- 調停申立等の書き方の助言、家庭裁判所等への同行支援